

平成30年度  
第5回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

平成30年9月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成30年9月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成30年9月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成30年9月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	平成30年9月25日 14時18分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 19名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	△
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8	伊藤 友美	●	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 2番	日戸重雄	議席番号 12番	立柳優
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	畑山直巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	根守緑		
	農業振興係主任	佐々木桂		
	農地調整係主任	高橋武士		
	農地調整係主事	古川忠彦		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立を願います。相互に礼をお願いします。ご着席願います。

本日欠席となった委員の報告をいたします。総会資料2ページとなります。3番欠席委員数の報告を致します。

11番藤村勇三委員、所用により遅れて来るという連絡でございます。

現在の所、3番の欠席委員数1名、うち届出の欠席1名、出席委員数は18名、になります。

次に、議案の採決についてでございます。議案の採決は会議規則第25条第1項の起立採決とします。起立採決で行っていただきます。議長が、賛成の方は起立願いますと起立を求めますので、賛成の方は起立願います。反対の方は、着席のままとなります。議長の起立全員、起立多数等のいずれかの宣言があった後に着席の指示があるまで起立のままお願い致します。事務局の方で起立者の確認を行いますので、着席の指示があるまで起立のままをお願い致します。それでは、会長から進行をお願い致します。

議長（山本会長）

それでは、ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第6回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には2番日戸重雄委員と11番藤村勇三委員、が欠席しております。遅刻のようでございますので。

事務局（畑山事務局長）

3番に。

議長（山本会長）

3番の小山田和義委員に、議事録署名人をお願い致します。

事務局（畑山事務局長）

議長、申し訳ございません。3番ではなく、12番立柳優委員。

議長（山本会長）

はい。もとい。2番の日戸重雄委員と、12番の立柳優委員を指名致します。

### 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第5回総会の会期につきましてお諮りいたします。

第5回総会の会期は平成30年9月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第5回総会の会期は、平成30年9月25日の1日間とすることに決定致しました。

### 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成30年度第7回の運営委員会報告を行います。事務局よりお願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、ただ今より運営委員会報告に入らせていただきます。資料の3ページをお開き下さい。4報告。平成30年度第7回運営委員会報告をします。開催日時、平成30年9月10日(月)午前9時から八幡平市役所3階大会議室にて行われました。3の報告、連絡事項となります。内容となります。平成30年9月以降の主な会議等の日程について報告及び連絡をしました。内容については次のページ、資料の4ページをお開き下さい。平成30年9月以降の主な会議等日程を載せています。初回の総会という事ですので、内容の詳細をご説明致します。まず、1番上の上段でございます。9月3日(月)午後1時30分から平成30年度第4回総会が市役所ホール棟大ホールで行われました。総会の開催前に農業委員19名に辞令交付が行われました。総会終了後に第2回合同委員会が行われ、その中で推進委員27名に委嘱状の交付が行われました。9月6日(木)午前10時30分から平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が行われました。滝沢市のアピオを会場に農業委員15名、推進委員20名、事務局4名が参加を致しました。9月9日(日)12時からJA新しいわて八幡平エリア西根地区JA感謝祭が行われ山本会長が出席をしました。この資料に有りませんが、9月14日(金)に転用等の現地調査が行われました。この内容については、引き続き行います農地法に関する業務報告で詳細をお伝え致します。9月15日(土)10時30分から伊那々伊澤神社「秋まつり」が行われ松尾地区長である12番立柳委員が出席をしました。会場は伊那々伊澤神社となっております。9月16日(日)午前9時から第38回八幡平市学童相撲大会が行われ続きまして12時から平成30年度環御祭例大祭が行われました。どち

らも山本会長が出席をしています。会場は平舘八幡宮の境内となっております。9月25日、本日でございます。午後1時30分から平成30年度第5回総会が行われております。続きまして、15時30分から9月農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議が行われます。市役所ホール棟大ホールで行われます。10月1日(月)午前10時30分から平成30年度第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われます。場所は盛岡市勤労福祉会館となっております。農業委員8人、推進委員22人の参加となっております。詳細につきましては、推進委員の方も居りますので委員合同会議で詳細を説明させていただきたいと思っております。10月10日(水)です。平成30年度第7回運営委員会が市役所3階大会議室で行われます。10月11日(木)10時30分から平成30年度市町村農業委員会等農地事務担当職員研修会が行われます。岩手県民会館で行われ農地調整係の根守係長、古川主事が出席致します。12月12日(金)午後1時30分から第31回常設審議委員会がエスポワールいわてで行われます。該当する案件がございましたので農地調整係の根守係長が出席を致します。10月15日(月)です、8時45分から転用等現地調査が行われます。こちら委員3人による調査となります。該当する委員の方には後日担当より通知をしますので対応をお願い致します。午前10時から市町村農業委員会事務局長研修会が岩手教育会館で行われます。畑山事務局長が出席を致します。10月16日(火)午前10時から八幡平市戦没者追悼式が市民センター大ホールで行われます。山本会長が出席を致します。10月18日(木)午後1時から農地情報公開システム操作研修会が盛岡地域交流センターで行われます。農地調整係の根守係長と高橋主任が出席を致します。10月25日(木)です。午後1時30分から平成30年度第6回総会。予定でございますが午後2時30分から農業委員会議となります。どちらも市役所ホール棟大ホール、この会場となります。11月8日(木)午前10時30分から平成30年度岩手県農業委員会大会が盛岡市都南文化会館で行われます。こちらの詳細についても後ほど委員合同会議で説明させていただきたいと思っております。前のページにお戻り下さい。以上で、行事等日程の説明となります。

4の協議事項となります。1項目目から8項目目まで協議が行われました。8項目の協議内容については、資料の5から8ページにまとめています。主な協議内容という事で要点のみですが、内容を示しております。1項目目、次回運営委員会の開催日です。毎月10日午前9時30分からの定例で行うという事で決定となりました。今年度につきましては毎月10日の午前9時30分となります。2項目目、3項目目の詳細については事務局案で決定となり、この決定を基に本日の開催となっております。4項目目、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定についてです。こちらについても事務局案の通り決定となり、この案の決定を基に後ほど行われます合同委員会議に提案をし、ご協議をいただくこととなっております。5項目目、農地利用最適化活動計画の策定についてです。こちらも事務局の案の通り9月25日の会議で提案すると決定となり、こちらも同じく委員合同会議でご協議いただくものとなっております。続きまして農地転用等に係る現地調査の割り当てとなります。内容については農業委員の業務説明会の中でも触れましたが、具体的に議席番号が確定しましたので確定版という事で協議をいただきました。今年度は9月からの実施という事で決定をいただいております。次のページとなります。8ページです。市長部局等からの推薦要請がされている委員の選出について、運営委員会議で記載の通りに決定されました。八幡平市都市計画審議会委員は会長。八幡平市農業再生協議会も会長。八幡平市地域農業支援委員は3名という事で会長職務代理者、三浦委員、藤原委員という案で決定をされております。表彰選考委員会の委員は会長職務代理者。活気あふれる大更を創る会は本日、西根南地

区長が報告を行う事で決定されております。この案を基に次に行われます農業委員会議において選出する委員についてご協議をいただき、決定の運びになればと思っております。(8)その他となります。各委員と事務局からの情報提供と要望が出されました。内容については後ほどご一読いただければと思います。

以上、平成30年度第7回運営委員会において協議決定しましたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成30年9月25日、運営委員長(会長)山本範夫。以上となります。

議長(山本会長)

ただ今、平成30年度第7回の運営委員会会議報告がございました。

その前に、ただ今8番の伊藤委員が体調不良によりまして退席をしました。また、11番の藤村委員が出席しました。以上、18名で間違いございません。

それでは、ただ今の会議報告につきまして、何か聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

それでは、無いようですので、次に進みます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。事務局報告願います。

事務局(根守農地調整係長)

はい、それでは会議資料の9ページをご覧ください。平成30年8月24日から平成30年9月24日迄の業務報告をさせていただきます。1)番から6)番迄は各種処理を行った件数になっておりますので、後程お目通し頂ければと思います。続きまして、7)番の現地調査でございます。調査日は9月14日の金曜日でございます、10件の現地調査を行いました。当日の調査委員は1番委員三浦美恵子委員、2番委員日戸重雄委員、3番委員小山田和義委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事、私の3名が随行しております。後程議題とされます現地調査の参加人数、日時等の報告につきましてはただ今の報告を持って割愛させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。それでは、業務報告は以上となります。

議長(山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言願います。

ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

なし、という声。次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙

手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするように願います。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の、採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、平笠第2地割102、畑、1,709㎡を含む7筆9,096㎡です。経営移譲年金受給による使用貸借権の再設定です。申請地は今まで野菜を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2、吠田86-4、畑、612㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号3、大更第28地割64-2、畑、2,527㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで野菜等を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号4、松尾寄木第18地割141-1、畑、485㎡を含む2筆4,152㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで野菜等を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請地の明細については3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員にお願いいたします。

2番（日戸委員）

2番の日戸重雄です。報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から西へ半径約1.4kmの地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は安代総合支所から南へ約200mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地は、今まで野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのこ

とです。

申請番号3番ですが、位置は、大更小学校から東へ約1.5kmの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約900mの地点及び松尾中学校から西へ約1.7kmの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地は世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないものとして、「許可相当」と判断いたしてまいりました。以上です。

議長（山本会長）

現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

はい、16番 松村 委員。

16番（松村委員）

はい、16番 松村 です。ちょっと、お聞きしたいんですけども、2番の案件、売買となっておりますけども、これ総額っていうのは、6畝でこのくらいですよ。確認です。

事務局（高橋主任）

そうです。

16番（松村委員）

はい、わかりました。

議長（山本会長）

16番 松村 委員、よろしいですか。

16番（松村委員）

はい。

議長（山本委員）

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」の声、認めまして、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、田頭第6地割31-3、田、496㎡です。転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、駐車場、庭が計画されております。

申請番号2、大更第24地割64-9、畑、413㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、駐車場、庭が計画されております。

申請番号3、西根寺田第9地割163-2、田、1,000㎡です。転用の目的は、売買による農家住宅の建設となっております。内容は、農家住宅、農業用小屋、駐車場が計画されております。

申請番号4、大更第16地割4-285、畑、501㎡です。転用の目的は、売買による駐車場の建設となっております。内容は、駐車場が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

各申請の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断され、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2ですが、市街地に近接した小団地の農地で、第2種農地と判断されます。例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、こちらも集落接続が確認されております。

申請番号4につきましては、市街地に近接した小団地の農地で、第2種農地と判断されます。例外規定においては、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員にお願いいたします。

2番（日戸委員）

2番の日戸重雄です。報告いたします。

申請番号1番の件ですが、位置は田頭小学校から西へ約1.2kmの地点です。転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。現況は、田で、トウモロコシが収穫された後でした。申請土地は父親が所有している農地で、他に住宅建築が可能な土地を所有していないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は市役所西根総合支所から南へ約600mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で、自己保全管理されておりました。申請地は立地が良く便利であり、所有者と合意出来たことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は市街地に近接した小団地の農地で第2種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接

続して建設されることが確認されております。

申請番号3番の件ですが、位置は寺田小学校から北へ約800mの地点です。転用の目的は、売買による農家住宅の建設です。現況は田として水稻が作付けされておりました。申請地は実家にも圃場にも近いことから選定したとのこと。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番の件ですが、位置は西根インターチェンジから北へ約1.1kmの地点です。転用の目的は、売買による駐車場の建設です。現況は、畑で、自己保全管理されておりました。新規施設の建設に伴い、既存駐車場では足りなくなり、隣地である申請地を選定したとのこと。申請地は、市街地に近接した小団地の農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号1、大更第26地割82-2、畑、123㎡です。現況は、雑種地として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員にお願いします。

2番（日戸委員）

2番 日戸です。報告します。

申請番号1番の件ですが、位置は大更小学校から東へ約300mの地点です。現況は、雑種地として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、昭和54年頃に亡くなった母親が分筆した際に、宅地に転用したと誤っていたとのことでした。農地とは知らずに庭として使用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請農地は非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、12件となっております。

賃貸借権の設定です。申請番号1、平笠第19地割284、田、2,469㎡です。申請番号2、荒木田第6地割173-2、田、1,879㎡を含む2筆、4,206㎡です。申請番号3、小原道ノ上38-2の一部、田、350㎡です。申請番号4、大更第7地割191-1、田、2,539㎡を含む4筆、4,538㎡です。申請番号5、大更第7地割290、畑、1,456㎡を含む2筆、2,552㎡です。申請番号6、大更第7地割293、田、2,319㎡です。申請番号7、平笠第2地割138、畑、3,144㎡です。

使用貸借権の設定です。申請番号 8、平笠第 25 地割 113 - 1、畑、8,963 m<sup>2</sup>です。申請番号 9 大更第 16 地割 4 - 210、田、624 m<sup>2</sup>を含む 3 筆、2,576 m<sup>2</sup>です。申請番号 10、大更第 16 地割 182、田、1,120 m<sup>2</sup>を含む 7 筆、6,992 m<sup>2</sup>です。申請番号 11、松尾第 30 地割 24、畑、1,623 m<sup>2</sup>を含む 6 筆、7,632 m<sup>2</sup>です。

所有権移転です。申請番号 12、大更第 30 地割 47、田、2,898 m<sup>2</sup>です。

申請地の明細については 12 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。何かございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 14 ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが 2 件です。

申請番号 1、大更第 39 地割 460、田、2,477 m<sup>2</sup>を含む 4 筆、12,774 m<sup>2</sup>です。

申請番号 2、松尾寄木第 11 地割 175、田、913 m<sup>2</sup>を含む 12 筆、6,305 m<sup>2</sup>です。

申請地の明細については、同じページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の 31 ページをお開きください。申請番号 1 ですが、位置は、西根総合支所から東へ約 3.6 km の範囲内となります。申請地は、作業の一部を委託して水稻を作付けしている農地です。申請者は作業委託の継続を希望しておりましたが、その方が耕作できなくなったということです。

自身も高齢のため、耕作が困難で、荒らすしかないと考えておりました。自分自身で周囲の人に声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しておりますが、賃貸借でも構わないとのこと。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。売り渡しが成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのこと。

関係資料の36ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、柏台小学校から東へ約1.5kmの地点となります。申請地は、親戚に牧草地として使用貸借しておりましたが、その後、返還され、それ以降、不耕作の状態の農地です。申請者は使用貸借の継続を希望しておりましたが、平成23年に親戚より高齢のため耕作できなくなったということで返還されました。自身は関東に在住のため、不耕作状態のまま現在に至っております。自分自身で周囲の人に声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。売渡を希望しております。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。

併せて、関係資料の4ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。  
以上、よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」を、お諮りいたします。

本件あっせんの農地は、西根南地区および松尾地区の属地でありますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思っておりますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、2番 日戸 委員。

2番（日戸委員）

2番の日戸です。申請番号1番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となりますので、私と議席番号1番 三浦美恵子 委員の二人で受けたいと思っております。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番につきましては、1番 三浦美恵子 委員と2番 日戸重雄 委員を指名いたします。  
松尾地区を、ただ今からお願いたします。

12番立柳委員。

12 番（立柳委員）

12 番の 立柳 優です。申請番号 2 番ですが、あっせん農地は松尾地区の属地となりますので、私と議席番号 18 番 石羽根 正志 委員の二人で受けたいと思います。また、委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしく願いいたします

議長（山本会長）

それでは、松尾地区につきまして、12 番 立柳優 委員と 18 番 石羽根正志 委員を指名いたします。

議案第 5 号「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて」は、以上のように決定いたしました。他の委員におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

6 閉会（14 時 18 分）

議長（山本会長）

以上をもちまして、平成 30 年度第 5 回八幡平市農業委員会総会を閉会と致します。

ご協力ありがとうございました。

事務局（畑山事務局長）

終わります。

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。「礼」。ご苦勞様です。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年10月25日

会 長 \_\_\_\_\_

2 番 委 員 \_\_\_\_\_

1 2 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 平成30年度 第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年9月25日(火) 午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

## 次 第

○八幡平市農業委員会憲章の唱和

### 1 開 会

### 2 議事録署名人の選任

### 3 会期の決定

### 4 報 告

(1) 平成30年度第7回運営委員会報告

(2) 農地法に関する業務報告

### 5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

### 6 閉 会